

# 「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合 休眠口座法」関連資料

- I . メモランダム：休眠口座資金 P 2
- II . 「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」の構  
成及び内容について 【ポイント】 P 3
- III . 法律本文 【全文 仮訳】 P 11
- IV . 各種財務指令
- 1 . 「1993年英国ロッタリー法」第36E条(3)項に基づく財務指令(「2006  
年英国ロッタリー法」により改正) P 47
  - 2 . イングランド支出向け資金分配関連：  
「(改正)2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第22条(3)に  
基づく Big Lottery Fund に対する指令」 P 48
  - 3 . スコットランド支出向け資金分配関連：  
「スコットランドにおける支出に関連した「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付  
組合休眠口座法」第22条(5)項(b)に基づく Big Lottery Fund に対  
する指令」 P 49
  - 4 . ウェールズ支出向け資金分配関連：  
「ウェールズにおける支出に関連した「2008年銀行及び住宅貸付組合休眠  
口座法」第22条に基づいた Big Lottery Fund に対する指令」 P 53

## 1. メモランダム：休眠口座資金

「2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法 ( *the Dormant bank and Building Society Accounts Act 2008* )」(以下「本法律」という。)により、銀行及び住宅貯蓄貸付組合は、資金を、休眠口座から、reclaim fund(請求基金)としての活動が許可された非営利団体である Reclaim Fund Ltd(請求基金)に移管させることが可能となった。

Reclaim Fund は、休眠資金の所有者からの将来の払戻請求に備えて準備金として積み立ておく必要がない資金を Big Lottery Fund に拠出する。Big lottery Fund は、本法律、内閣府長官(以下「長官」)及び担当官庁の指示に従って当該資金を配分する。資金は、議会が承認した法令に従って英国内の 4 つの地域 (country) 注) に分配される。

注) イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド

この制度の全体的運用を通じて、Big Lottery Fund 及び長官が負担する費用は、各地域への分配が行われる前に控除される。各地域に関して長官及び担当官庁が負担した費用は、分配する資金から控除される。

Big Lottery Fund からイングランドに対して拠出された資金については、社会投資卸売業 (social investment wholesaler) である Big Society Capital の資金とすることを目的として、Big Society Trust に対して、全額移管するよう指令が出されている。Big Society Trust が設立される前は、Big Lottery Fund が指令に従って資金の交付を行っていた。

他の 3 つの地域に関しては、Big Lottery Fund が、Lottery Funds と同様の方法で、助成金の交付を行っており、まだ、助成金の受給者が引き出していない未履行枠がある。

Big Lottery Fund は、まだ引き出されていない資金を商業銀行に預金として保管している。

## II. 「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」の 構成及び内容について

### 1. 成立の背景

多くの金融機関には、人々に忘れられた休眠預金がある。このため、豪州、カナダ、アイルランド、ニュージーランド、スペイン、アメリカ等、多くの国々で、こうした休眠預金を管理する仕組みがある。

英国では、2005年12月に、財務省と金融業界の間で、休眠預金を恵まれない人々のために利用することが出来るようにするとの「合意」が成立し、同月の2006年度の予算案演説（Pre-Budget Report）の中で、ブラウン財務大臣が休眠預金を管理する仕組みを導入することを公表した。その目的は、預金者の権利を保護すると同時に、休眠預金をコミュニティに再投資することであった。「合意」に至るまでの焦点は、休眠預金の定義における「取引が行われなかった期間」の長さであり、最終的には15年以上とすることで決着した。

財務省は、休眠預金を管理する仕組みを導入するに当たり、2回にわたり、諮問を行った。最初は、2007年3月に公表した”A UK Unclaimed Asset Scheme: consultation”であり、2回目は、2007年5月に公表した”Unclaimed asset distribution mechanism: a consultation”である。

庶民院（下院）の財務委員会も、休眠預金に関する調査を実施し、2007年8月に調査結果を公表した。これに対する政府側の見解については、同年10月に公表された。

チャリティに帰属する休眠預金の扱いについては、the Charities Act 1993の第28条で法律上は措置されていた。同規程では、イングランドとウェールズでは、charity accountsにある休眠資金は、他のチャリティに移管されることとなっている。同様の規定が、スコットランドのチャリティに関する規則や北アイルランドのチャリティ委員会の規則に定められている。

また、無主物（bona vacantia と呼ばれる）になった財産は、国王に帰属することになっており、この財産には、破綻企業の財産、遺族のいない死者の不動産が含まれている。

「2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法（DORMANT BANK AND BUILDING SOCIETY ACCOUNTS ACT 2008）」は、2008年11月25日に成立し、翌26日に公布された。

## 2. 要 約

本法律の目的は、金融機関等にある休眠預金をコミュニティの利益になるように配分するための仕組みを構築することである。ここで、休眠預金とは、15年間預金者が取引を行わなかった預金である。

金融機関は、預金者から預かった資金を自由に使える一方で、預金者から支払を求められた場合には払戻しに応じる義務がある。この例外として、スコットランドが1973年に成立したスコットランド内のみ適用される法律では、一定期間経過した後では、預金者からの払戻し請求に応じなくてもいいことになっている。

本法律の目的は、金融機関等に対して、預金者からの払戻請求に応じる債務を消滅させると同時に、休眠預金にある資金を新たに設立する reclaim fund に移管させることができるようにすることである。その後は、預金者の預金の払戻し請求権は、reclaim fund に対して行うことができるようになる。また、各金融機関のバランスシートも資産負債の両建てで相殺するため、バランスシートに悪影響を与えることなく、この仕組みに参加することができる。

本法律では、英国金融庁 FSA の認可を経て、reclaim Fund を新たに設立することとしている。

また、本法律では、当該年度末に総資産が70億ポンド（約1兆2600億円）未満の中小金融機関については、reclaim fund に対して、休眠預金の一定割合（agreed proportion）を移管すれば、休眠預金の残額は地元コミュニティの利益となるチャリティに配分してもいいという代替措置を規定している。

Reclaim fund は、移管された休眠預金による資金をあらかじめノミネートされている資金活用団体(distributor)に交付することになる。The Big Lottery Fund は、そうした資金活用団体の1つであり、閣内相が同団体の指名の取消し及び追加を行うことになる。

The Big Lottery Fund に交付された資金は、閣内相によって、イングランド、ウェールズ、北アイルランド、スコットランド別の配分額が決定される。The Big Lottery Fund は、社会・環境目的に資する分野に対して資金を配分することになる（支出分野の詳細と利用可能額は、各地域別に決定される）。

イングランドの場合には、youth services、financial inclusion、financial capability、social investment に関連する分野が支出分野となっている。その他の地域は、命令(order)で、支出分野を明らかにすることになっている。また、各地域とも、より詳細な優先分野については、指針(direction)で定めることになる。

本法律では、the Big Lottery Fund に休眠預金の資金を交付しなければなら  
ないとする権限を付与している。この権限は、the National Lottery etc Act 1993 で  
付与された権限と類似している。

### 3. 法律の構成

法律は、3章及び附則で構成されている。

第1章(第1条~15条)は、休眠預金に関する金融機関の債務の消滅と reclaim fund への資金の移転に関する規定である。

第2章(第16条~27条)は、the Big Lottery Fund による社会目的・環境目的  
に対する休眠預金の資金の配分に関する規定である。本法律は、英国全土で適用  
されるが、第18条~第21条では、各地域(イングランド、ウェールズ、スコッ  
トランド、北アイルランド)毎の特別な事項を規定している。

第3章(第28条~32条)は、本法律の最終規定(the final provisions)である。

各条文の内容のポイントは、以下の通り。各条文の正確な記述内容を確認した  
い場合は、法律原文を参照。

## 第1章：休眠口座残高の移管(第1条~15条)

### 一般的制度

#### 第1条：reclaim fund (請求基金)への残高移管

- ・銀行及び住宅貯蓄貸付組合(以下「金融機関等」という。)は、休眠口座残高の資金を請  
求基金に移管する旨を規定している。
- ・請求基金に移管した後は、金融機関等に対する預金者の休眠口座資金に対する払戻請求  
権が消滅する。ただし、移管していない場合は、依然として、金融機関等に対する休眠口  
座資金に対する払戻請求権は存在する。

### 小規模団体向けの代替制度

#### 第2条：チャリティへの残高移管・第3条：資産限度条件

- ・当該年度末に総資産が70億ポンド(約1兆2600億円)未満の中小金融機関については、  
第1条の代替措置として、請求基金に対して、休眠預金資金のうち「合意された割合  
(agreed proportion)」を移管すれば、休眠口座資金の残額はコミュニティの利益となる  
チャリティに配分する旨を規定している。
- ・請求基金に移管した後は、金融機関等に対する預金者の休眠預金の払戻請求権が消滅す  
る。ただし、移管していない場合は、依然として、金融機関等に対する休眠預金の払戻請  
求権は存在する。

- ・中小金融機関は、事業報告書に、資金を移管させたチャリティの名称と金額を記載して報告する必要がある。

注) 第2条のスキームの適用対象となる金融機関等は、住宅金融組合 50 団体 + 少数の銀行である。ただし、英国の全ての金融機関等は、第1条のスキームの適用対象である。

注) 地元コミュニティの利益となるチャリティとは、地域のチャリティ 又は、地方のプロジェクトを支援する全国規模のチャリティである。

注) 請求基金 に移管する割合は、金融機関等と請求基金との間で合意した割合である。

#### **第4条：住宅貯蓄貸付組合の組合員の権利に対する移管の効果**

(略)

#### **第5条：請求基金の業務**

- ・請求基金は、以下の業務を行う会社である。

**移管された休眠預金の資金の管理業務**

**休眠預金の預金者からの払戻請求に対する支払業務**

**The Big Lottery への余剰資金の交付**

- ・請求基金は、預金者からの払戻請求に対応するために、金融庁のルールを満たすために、運営費をカバーするために、十分なだけの準備金を維持することが期待されている。
- ・請求基金に関する附則 (Schedule) が、附則 1 に規定されている。

#### **【主な内容】**

請求基金の収入から控除しても構わない経費内容

本スキームを活用して休眠預金を移管させた金融機関等の名前、移管した資金額等の情報の公表

産業界を代表する形で、「請求機関」の管理機関の指定を受けた Co-operative Financial Services (The Cooperative Bank や The Co-operative Insurance を含む英国最大の協同組合系金融総合グループ)は、2011年3月28日末に、「請求基金」を設立した。同社は、英国金融庁の監督下にある。(The Co-operative Financial Services は、2011年に Co-operative Banking Group に組織改編されている)。

その後、同じく英国内で活動する Big Lottery Fund 内に投資委員会を発足させ、2011年度中に合計5件の投資を実施した。

2012年度には、Big Society Capital が設立し、投資委員会の業務は、Big Society Capital に引き継がれた。

(出所) 水谷 (2014) 等より。

#### **第6条～第10条：第1章の解釈等**

- ・第6条では、各種用語の定義を規定している。
- ・第7条では、金融機関の定義を規定している。
- ・第8条では、預金口座の残高(balance)を定義している。

残高 = 元本 + 利子相当額 諸費用

- ・第9条では、口座を定義している。

- ・ **第 10 条では、休眠 (Dormant) とは、15 年以上、取引がない口座である旨等を定義している。**

注) 実際には、本スキームへの参加が強制ではなく、金融機関等の自発的なものであることから、各金融機関では、本定義に加えて、他の要件も考慮して、休眠預金には該当しないとみなして、本スキームに基づいて移管しなくても構わない。

注) 定期預金の場合は、満期日が終了してから、15 年を経過したものである。

#### **第 11 条：金融機関等が破綻した場合の預金者等の権利保護**

(略)

#### **第 12 条：情報公開**

- ・ 休眠預金の移管に際して、各金融機関は、請求基金に対し、預金者の個人情報についても移管することができる旨を規定している。

#### **第 13 条：第 2 条に基づく移管をした銀行：営業報告書における情報公開**

- ・ 第 2 条に基づく移管をした銀行は、移管した先のチャリティ名と金額を事業報告書に記載して公表する必要がある旨を規定している。

#### **第 14 条：審査及びイギリス議会への報告**

- ・ **財務省に対して、本法律が施行され、請求基金が認可されてから 3 年以内に、どのくらいの金融機関が本スキームに参加して、どの程度の休眠預金を移管させたか等について評価をして、イギリス議会に報告する責務がある旨を規定している。**

この規定に基づき、

2014 年 3 月に財務省は、"Review of the Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008" を初めて公表。

#### **【主な結論】**

本スキームに、大手金融機関は全て参加しており、**休眠預金を移管するプロセスは効率的でよく機能している。**

**第 2 条に定めた代替スキームについては、参加している中小金融機関がまだ 1 行もない。** 中小金融機関にとって、代替スキームをより魅力的なものにするために規定を修正する必要があるかどうかについては、まだ十分な証拠がない。**政府としては、代替スキームについてさらにモニタリングを実施して、3 年後にレビューを行うことにする。**

**休眠預金をなくすための努力が行われて、効果をあげている点についても言及している。** 休眠預金を探し出すフリーのネット上のサービスである 'mylostaccount' が効果をあげており、6 年間で、270 万人がアクセスし、実際に 70 万人が同サービスを利用した結果、累計で 2 億ポンド (= 約 370 億円) の休眠預金が発見されたと推計している。

#### **第 15 条：2000 年金融サービス市場法の修正**

- ・ 附則 2 に従って、金融サービス市場法を修正する旨を規定している。

## 第2章：一般的制度に基づく資金の分配（第16条～27条）

### 第16条：Big Lottery Fundによる休眠預金の交付

- ・ Big Lottery Fund に対して、社会又は環境の目的のために、休眠預金の資金の配分することに関する権限を与える旨を規定している。
- ・ 資金を配分する手段としては、助成・貸出等を規定している。
- ・ 附則3では、Big Lottery Fundの業務について追加的な規定がなされている。  
注) Big Lottery Fundは、“the National Lottery etc Act 1993”の規定に基づき設立された会社であり、Lotteryの資金を活用する団体の中では、最大の組織である。

### 第17条：休眠口座資金の分配

- ・ 閣内相に対して、毎年度、Big Lottery Fundに配分された休眠預金の資金を地域毎に配分する割合を決定する権限を付与する旨を規定している。
- ・ 請求基金から受け取った金額から、Fundの諸費用と閣内相がfundを監督するために要する費用を控除したものが、地域毎に配分する総額である旨を規定している。

[Big Lottery Fund の配分可能所得]

= [fundが受領した休眠口座資金] - [支出された経費の額] - [閣内相がfundを監督するために支払われた費用]

### 第18条～21条：イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドへの分配

- ・ 第18条では、イングランド支出向けの資金分配は、youth services、financial inclusion、financial capability、social investment wholesalerである旨を規定している。

#### 18 Distribution of money for meeting English expenditures

- (1) A distribution of dormant account money for meeting English expenditure must be –
- (a) made for meeting expenditure on or connected with the provision of services, facilities or opportunities to meet the needs of young people,
    - (i) the development of individuals’ ability to manage their finances, or
    - (ii) the improvement of access to personal financial services.
  - or
  - (b) made for meeting expenditure on or connected with-
  - (c) made to a social investment wholesaler.
- (2) In this section-
- ‘social investment wholesaler’ means a body that exists to assist or enable other bodies to give financial or



other support to third sector organizations;

'third sector organisation' means an organization that exists wholly or mainly to provide benefits for society or the environment.

*'Directions given to the Big Lottery Fund under section 22(3) of the Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008 as amended'* が制定され、

Big Lottery Fund から イングランドに配分される資金は全額、Big Society Trust に返済不要の資金として交付する旨を規定している。 Big Society Trust は、同じグループ会社である Big Society Capital (a social investment wholesaler である) に、このお金を投資する。

- ・第 19 条では、ウェールズ支出向けの資金分配については、ウェールズ諸大臣(the Welsh Ministers)が、事前に Big Lottery Fund に相談の上で、命令 ( order ) を定める旨を規定している。

この規定に基づき、

*'Directions given to the Big Lottery Fund under section 22(5)(b) of the Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008 in relation to Welsh Expenditure'*

が制定されている。

- ・第 20 条では、スコットランド支出向けの資金分配については、スコットランド諸大臣(the Scottish Ministers) が、事前に Big Lottery Fund に相談の上で、命令 ( order ) を定める旨を規定している。

この規定に基づき、

*'Directions given to the Big Lottery Fund under section 22(5)(b) of the Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008 in relation to Scottish Expenditure'*

が制定されている。

- ・第 21 条では、北アイルランド支出向けの資金分配については、北アイルランド財務人事省 ( the Department of Finance and Personnel in Northern Ireland ) が、事前に Big Lottery Fund に相談の上で、命令 ( order ) を定める旨を規定している。ただし、この規定に基づく命令はまだ制定されていない。

#### **第 22 条 : Big Lottery Fund への命令**

- ・閣内相及び委任された行政庁は、Big Lottery Fund に対して指示する権限を有する旨を規定している。ただし、fund の財務管理、スタッフ、預金等の業務に関しては、閣内相みが指示する権限を有している。

#### **第 23 条 : 特定ケースへの資金分配を禁止する権限**

- ・閣内相は、命令(order)によって、特定ケースへの資金分配を禁止することができる。

#### **第 24 条 : 資金活用団体(distributor)の追加又は削除を行う権限**

### **第 25 条：Big Lottery Fund の契約締結権限**

- ・ 1993 年英国ロツラリー法では、the Big Lottery Fund は、資金を投資する権限を制限されていた。このため、第 25 条では、fund に、休眠預金による資金を投資したり、他の組織に交付する権限を付与する旨を規定している。

### **第 26 条：経費**

- ・ 第 26 条では、the Big Lottery Fund が、本法律で課せられた業務を実施するに当たり生じる費用について、休眠預金の資金から控除する旨を規定している。

### **第 27 条：第 2 章の解釈**

(略)

## **第 3 章：最終規定(Final Provisions) (第 28 条～31 条)**

### **第 28 条：命令 (Orders)**

### **第 29 条：指令 (Directions)**

### **第 30 条：適用地域(Extent)**

### **第 31 条：施行日(Commencement)**

### **第 32 条：法律の略称 (Short Titles)**

## **附則 (Schedule)**

### **附則 1：請求基金の定款に定めるべき条項**

- ・ 経費
- ・ 構成員への分配禁止
- ・ 情報の公表

### **附則 2：金融サービス市場法に関する修正**

(略)

### **附則 3：Big Lottery Fund に関する追加の規定**

- ・ 第 1 章では、Big Lottery Fund に対して、イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド毎に、休眠口座資金の分配に関する「戦略計画」を策定する旨を規定している。
- ・ 第 2 章では、Big Lottery Fund に対して、休眠口座に関する業務を他の団体に委任することができる旨等を規定している。
- ・ 第 3 章では、Big Lottery Fund に対して、休眠口座に関する業務についての事業報告書及び財務諸表を作成して、関係する政府に対して報告しなければならない旨を規定している。
- ・ 第 4 章では、Big Lottery Fund に対して、休眠口座資金に関する申請を勧誘する権限、助言を求める権限、情報を公開する権限、助言を行う権限を付与する旨を規定している。

### III. 法律本文【全文 仮訳】

## 2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法

## Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008

### 第 3 1 章

本法理解の一助とするため、注釈を作成しており、別途利用可能である。

# 2008年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法

## 第31章

### 目次

#### 第1章 休眠口座残高の移管 一般的制度

第1条 reclaim fund（請求基金）への残高の移管

##### *小規模団体向けの代替制度*

第2条 チャリティへの残高移管（一部を請求基金に移管）

第3条 資産限度条件

##### *住宅貯蓄貸付組合の出資者*

第4条 住宅貯蓄貸付組合の組合員の権利に対する移管の効果

##### *Reclaim Funds（請求基金）*

第5条 reclaim fundの業務

##### *第1章の解釈等*

第6条 第1章の解釈

第7条 「銀行」

第8条 「残高」

第9条 「口座」

第10条 「休眠」

##### *補 足*

第11条 銀行又は住宅貯蓄貸付組合が破綻した場合の預金者等の権利保護

第12条 情報公開

第13条 第2条に基づく移管をした銀行：営業報告書における情報公開

第14条 審査及びイギリス議会への報告

## 修正

第 15 条 2000 年金融サービス市場法の修正

### 第 2 章 一般的制度に基づく資金の分配

#### 資金分配制度：全般

第 16 条 Big Lottery Fund による休眠口座資金の分配

第 17 条 休眠口座資金の分配

第 18 条 イングランド支出向けの資金分配

第 19 条 ウェールズ支出向けの資金分配

第 20 条 スコットランド支出向けの資金分配

第 21 条 北アイルランド支出向けの資金分配

#### 閣内大臣又は適切な国家当局の権限

第 22 条 Big Lottery Fund への命令

第 23 条 特定ケースへの資金の分配を禁止する権限

第 24 条 資金活用団体 (distributors) の追加又は削除を行う権限

## 補足

第 25 条 Big Lottery Fund の契約締結権限

第 26 条 経費

## 解釈

第 27 条 第 2 章の解釈

### 第 3 章 最終条項(Final Provisions)

第 28 条 命令 (Orders)

第 29 条 指令 (Directions)

第 30 条 適用地域 (Extent)

第 31 条 施行日 (Commencement)

第 32 条 法律の略称(Short Title)

- 附則 1 請求基金の定款に定めるべき条項
- 附則 2 「2000年金融サービス市場法」の修正
- 附則 3 Big Lottery Fundの業務に関する追加規定
  - 第1章 - 戦略計画 (Strategy plans)
  - 第2章 - 委任等
  - 第3章 - 報告及び会計
  - 第4章 - その他の権限

# 2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法

## 2008 年第 31 章

社会又は環境の目的のために銀行及び住宅貯蓄貸付組合の休眠口座の資金を使用することに関連する規定を定める法律 [2008 年 11 月 26 日]

今期招集されたイギリス議会の、聖職及び世俗の貴族院議員並びに庶民院議員からの助言に基づき、及びその権限に基づいて、英国女王陛下によって下記の通り制定する。

### 第 1 章 休眠口座残高の移管

#### 一般的制度

#### 第 1 条 請求基金(reclaim fund)への残高の移管

- (1) 本条は下記の場合に適用される。
  - (a) 銀行又は住宅貯蓄貸付組合が、自己が保有するある者(以下、「顧客」という。)の休眠口座残高を、認可された請求基金(reclaim fund)に移管する場合であって、かつ、
  - (b) 当該請求基金がかかる移管に同意している場合。
- (2) 移管の後においては、次の通りとする。
  - (a) 顧客は、銀行又は住宅貯蓄貸付組合に対して残高の払戻しを請求する要求する権利を有しない。その一方で、
  - (b) 顧客は、移管されなければ銀行又は住宅貯蓄貸付組合に対して有していたであろう払戻請求権を、請求基金に対して有する。
- (3) 第 1 項に規定する、ある者が保有する口座には、故人がその死亡の直前に保有していた口座を含むものとする。  
その場合、第 2 項での顧客に関する規定は、故人の残高の支払を受ける権利を有する者と読み替える。

## 小規模団体向けの代替制度

### 第2条 チャリティへの残高移管（一部を請求基金に移管）

- (1) 本条は、下記の場合に適用される。
  - (a) 小規模な銀行又は住宅貯蓄貸付組合において、ある者（以下、「顧客」という。）が保有する休眠口座残高のうち、合意された割合を認可された請求基金に移管し、
  - (b) 銀行又は住宅貯蓄貸付組合が当該残高の残余额を1つ又は複数のチャリティに移管し、
  - (c) 当該社会事業団体又はこれらの社会事業団体のそれぞれが、
    - (i) 当該銀行又は住宅貯蓄貸付組合がこれらの団体と特別な関連性を有していると判断しており、又は
    - (ii) 当該資金を当該銀行又は住宅貯蓄貸付組合の支店所在地の地域の構成員の利益のために使用することを約束しており、
  - (d) 請求基金がかかる団体への移管に同意しており、
  - (e) 当該チャリティ又はこれらのチャリティのそれぞれが自己への移管に同意している場合。
- (2) 移管の後においては、次の通りとする。
  - (a) 顧客は、銀行又は住宅貯蓄貸付組合に対して残高の支払を要求する権利を有しない。その一方で、
  - (b) 顧客は、移管されなければ銀行又は住宅貯蓄貸付組合に対して有していた支払請求権を請求基金に対して有する。
- (3) 第1項に規定する、ある者が保有する口座には、故人がその死亡の直前に保有していた口座を含むものとする。  
その場合、第2項での顧客への言及は、故人の残高の支払を受ける権利を有する者と読み替える。
- (4) 第1項の「合意された割合」とは、銀行又は住宅貯蓄貸付組合と請求基金の間で合意された割合をいう。  
請求基金は、かかる合意を行うにあたり、慎重な判断により予想されるすべての払戻し請求に対応できる十分な資金を特定の時期に確保するという請求基金の必要性を考慮しなければならない。
- (5) 本条の適用上、次の規定が適用される。
  - (a) 「払戻し請求」とは、第2項(b)に基づいて行われる要求をいう。
  - (b) 「小規模な」銀行又は住宅貯蓄貸付組合とは、資産制限条件（第3条参照）に該当するものをいう。
  - (c) 社会事業団体が銀行と「特別な関連性」を有するとは、当該社会事業



団体の目的又は主目的のいずれかが、当該銀行の支店所在地の地域の構成員に利益をもたらすことである場合をいう。

(d) 社会事業団体が銀行と「特別な関連性」を有するとは、当該社会事業団体の目的又は主目的のいずれかが、下記に該当する場合をいう。

(i) 当該住宅貯蓄貸付組合の支店所在地の地域の構成員に利益をもたらすこと。

(ii) 当該住宅貯蓄貸付組合の特定目的と特に合致していること。

(6) 第5項(d)(ii)に規定する特定目的には、「1986年住宅貯蓄貸付組合法」(c.53)第5条第1項(a)に定める目的は含まれない(構成員によってその大部分が資金拠出された居住用財産を担保とした貸付)。

### 第3条 資産限度条件

(1) 銀行又は住宅貯蓄貸付組合について、最新の会計年度末日の貸借対照表に資産計上されている科目の合計額が70億ポンドに満たない場合には、資産限度条件に合致しているものとする。

(2) 第1項に定める日において、グループの構成員であった銀行又は住宅貯蓄貸付組合に関しては、同項は、当該日現在の貸借対照表に資産として計上された額の合計に、下記の日現在の各グループの貸借対照表に資産として計上された額の合計が含まれているものとして、効果を有する。

(a) 当該日、又は

(b) 当該日に会計年度が終了しないグループ構成員に関しては、当該日の前に終了する最新の会計年度の末日。

(3) 特定の日現在の貸借対照表がポンド以外の通貨で表示されている場合には、本条の適用上、金額は当該通貨の当該日におけるロンドン市場の為替レート終値によりポンドに転換する。

(4) 財務省は、命令により、第1項の額を変更できる。

(5) 本条に基づく命令は、議会のいずれかの院の決議に従って無効とされる場合がある。

## 住宅貯蓄貸付組合の組合員

### 第4条 住宅貯蓄貸付組合の組合員の権利に対する移管の効果

- (1) 本条は、ある者(「組合員 (the member)」)が、住宅貯蓄貸付組合の口座に示された同組合の持分を所有している場合であって、下記のいずれかに該当する場合に適用される。
  - (a) 請求基金への移管が行われた結果、当該口座に関して第1条が適用される場合。
  - (b) 請求基金への移管が行われた結果、1つ又は複数のチャリティに関して当該口座に第2条が適用される場合。
- (2) 移管の後、当該組合員は、移管が行われなければ有していた住宅貯蓄貸付組合のすべての持分を所有しているものとして(また、配当受領権を含め、当該持分の所有者として所有するすべての権利を所有するものとして)取り扱われる。
- (3) 第2項の「配当受領権 (distribution rights)」とは、「1986年住宅貯蓄貸付組合法」第96条(合併又は事業の移転)又は第100条(業務の移転)に定める配当に対する権利をいう。
- (4) 第2項は、第1条第2項(b)又は第2条第2項(b)に基づく請求により、当該口座残高の全額が払い出されたときに適用が終了する。
- (5) 但し、前記の請求により口座の残高全額が払い出された場合、合理的に可能な限り速やかに、次の要件が満たされた場合には、当該口座に入金されるまで、第2項は引き続き適用される。
  - (a) 当該資金が当該口座に払い戻された場合、又は
  - (b) 当該住宅貯蓄貸付組合の他の持分口座に当該組合員の名義で払い込まれた場合。
- (6) 第1項に定める移管の後において、住宅貯蓄貸付組合の合併又は事業の移転の結果として、他の住宅貯蓄貸付組合が住宅貯蓄貸付組合を承継した場合には、合併又は事業の移転の後については、第2項又は第5項に規定する住宅貯蓄貸付組合は、承継した住宅貯蓄貸付組合(又は、さらにその後の合併又は事業移転の後については、承継した住宅貯蓄貸付組合を承継した住宅貯蓄貸付組合等)と読み替えるものとする。

## 請求基金 (Reclaim funds)

### 第 5 条 請求基金の業務等

- (1) 「請求基金」とは、その目的が定款により下記の通り制限されている会社をいう。
  - (a) 払戻し請求への対応。
  - (b) 慎重な判断により予想されるすべての払戻し請求に対応できるよう、休眠口座資金を管理すること。
  - (c) 下記の会社の必要性に従い、第 16 条第 1 項に定める時点において単独又は複数の団体に資金を移転すること。
    - (i) 慎重な判断により予想されるすべての払戻し請求に対応できるよう十分な資金を特定の時期に確保すること。
    - (ii) 法令に基づき、自己に義務付けられている財源に関する要求事項に従うこと。
    - (iii) 自己の経費を支出すること。
  - (d) 上記に付随し、随伴し、又は上記に関連する事項（特に、休眠口座資金の慎重な投資を含む）。
- (2) 請求基金の定款で定めなければならない条項に関しては、附則 1 に追加の規定がある。
- (3) 請求基金が定款を修正し、その結果として下記のいずれかに該当する場合、かかる修正は無効とする。
  - (a) 会社の目的が、第 1 項に規定する制限付の目的ではなくなる場合。
  - (b) 会社の定款に、附則 1 によって義務付けられている条項が含まれなくなる場合。
- (4) 財務省は、下記を請求基金に義務付ける指示を発出することができる。
  - (a) 請求基金の指定された目的を有効にすること。
  - (b) 附則 1 により定めることが義務付けられた定款条項に基づく、指定された義務又は禁止を遵守すること。

「指定された」とは、指令により指定されていることをいう。
- (5) 財務省は、第 4 項に基づいて発出された指令 (direction) の写しを、イギリス議会に提出しなければならない。
- (6) 本条においては、以下の定義が適用される。

「会社」とは、「2006 年会社法」(c. 46)第 1 条第 1 項に定める意味を有する。

「休眠口座資金 (dormant account funds)」とは、休眠口座に関連して、銀行及び住宅貯蓄貸付組合が請求基金に支払った資金をいう。

「払戻し請求 (repayment claims)」とは、第 1 条第 2 項(b)又は 2 条第 2 項(b)に従って行った請求をいう。

## 第1章の解釈等

### 第6条 第1章の解釈

この部においては、以下の定義が適用される。

「口座」とは、第9条に定める意味を有する。

請求基金に関連して、「認可された」とは、「2000年金融サービス市場法」(c.8)の目的における認可をいう。

「残高」とは、第8条に定める意味を有する。

「銀行」とは、第7条に定める意味を有する。

「住宅貯蓄貸付組合」とは、「1986年住宅貯蓄貸付組合法」(c.53)により設立された(又は設立されたとみなされる)住宅貯蓄貸付組合をいう。

「チャリティ」とは、社会事業のみを目的として設立された団体又は信託の受託者をいう。

「休眠(dormant)」とは、第10条に定める意味を有する。

「会計年度」は、以下の定義に従う。

(a) 「2006年会社法」が定義する意味における会社(住宅貯蓄貸付組合以外)に関しては、同法第390条第1項から第3項に定める意味を有する。

(b) 同法が定義する会社以外の(かつ住宅貯蓄貸付組合以外ではない)事業体に関しては、同法第390条第4項に定める意味を有する。

(c) 住宅貯蓄貸付組合に関しては、「1986年住宅貯蓄貸付組合法」第117条に定める意味を有する。

「グループ」とは、親事業体及びその子事業体をいう。

「親事業体」及び「子事業体」とは、「2006年会社法」と同じ意味を有する(同法第1162条参照)。

「請求基金」とは、第5条第1項に定める意味を有する。

### 第7条 「銀行」

(1) 「銀行」とは、第4項に従い、認可された預金機関であって、本店又は1つ又は複数の支店がイギリスにあるものをいう。

(2) 第1項の「認可された預金機関」とは、下記に該当する機関をいう。

(a) 「2000年FSMA法」第4部にに基づき、預金受入業務の認可を受けた者

(b) 「2000年FSMA法」附属書3第5条(b)に記載する種類のEEA会社のうち、同附属書第15条に基づき(同附属書第12条第1項に定める許可の適格性を有することの結果として)預金受入業務の認可を受けたもの

- (3) 第2項に規定する、預金受入業務の認可を受けた者又は会社には、預金受入業務以外の目的又は事業過程に関してのみ、かかる許可を取得している者又は会社は含まない。
- (4) 「銀行」には下記のものはいずれも含まれない。
- (a) 住宅貯蓄貸付組合
  - (b) 「2000年FSMA法」第38条に基づく命令で指定された者、又はかかる指定の対象となる集団に属する者
  - (c) 信用組合
  - (d) 共済組合
- (5) 本条においては、次の定義が適用される。
- 「信用組合」とは、「1979年信用組合法」(c. 34)に定める意味を有する(同法第1条第1項参照)
- 「共済組合」とは、「1992年共済組合法」(c. 40)に定める意味を有する(同法第116条参照)
- 「2000年FSMA法」とは、「2000年金融サービス市場法(c. 8)をいう。

#### 第8条 「残高」

- (1) 特定の時点におけるある者の口座残高とは、期限が到来した利息、支払うべき手数料及び料金等の調整を行った後の、当該時点で、当該口座に関してかかる者への支払義務がある額をいう。
- (2) 第1条第1項に定める移転が行われた後、又は、第2条第1項に定める移転が行われた後に関しては、前記第1項に記載する調整には、かかる移転が行われなければ行われていたであろう調整を含む。

#### 第9条 「口座」

- (1) 「口座」とは、常に金銭のみで構成される口座をいう。
- (2) この章に規定する銀行又は住宅貯蓄貸付組合の口座とは、銀行又は住宅貯蓄貸付組合がその預金受入業務の一部として提供する口座をいう。
- (3) 住宅貯蓄貸付組合に関連して、「口座」とは組合の持分を示す口座をいう。但し、下記を除く。
- (a) 優先持分 (preferential shares)
  - (b) 「1986年住宅貯蓄貸付組合法」(c. 53)第119条第1項に定める意味における劣後持分 (deferred shares)

#### 第10条 「休眠」

- (1) 下記に該当する場合、口座は特定の時点において「休眠」しているものとする。
- (a) 当該時点を末とする15年間、口座が存在しており、かつ、

- (b) かかる期間内に、口座所有者による又は口座所有者の指示による当該口座の取引が行われなかった場合。
- (2) 但し、かかる期間内のいずれかの時点で下記に該当する場合、口座は休眠とは取り扱われない。
  - (a) 当該銀行又は住宅貯蓄貸付組合が、当該口座の所有者から、当該口座について連絡しないよう指示を受けていた場合。又は
  - (b) 口座の条件により、
    - (i) 引き出しが禁止されていた場合、又は
    - (ii) 何らかの事情により、引き出しへの罰則その他の阻害要因が存在した場合。
- (3) 第 1 項の適用上、口座所有者からの指示以外により閉鎖された場合、口座は引き続き開設されているものとみなす。
- (4) 第 2 項(b)(i)の適用上、「2004 年児童信託基金 (Child Trust Funds)法」(c.6) 第 3 条第 4 項(d)に基づく規定により許可される場合以外で阻害されたときに、引き出しが阻害されたものとする。
- (5) 財務省は、命令により、第 1 項(a)の数字を修正することができる。
- (6) 本条に基づく命令は、かかる命令が含まれている法律案がイギリス議会両院に提出され、その決議により承認されるまで、発出してはならない。

## **補 足**

### **第 11 条 銀行又は住宅貯蓄貸付組合が破綻した場合の預金者等の権利保護**

- (1) いずれかの者が第 1 条第 2 項(b)又は第 2 条第 2 項(b)に定める支払への権利を取得した後において、次の要件を充たす場合には、かかる解散、清算、消滅、縮減は、第 1 条第 2 項(b)又は第 2 条第 2 項(b)の適用上、無視される。
  - (a) 当該銀行又は住宅貯蓄貸付組合が解散又は清算し、又は
  - (b) 他の理由により、(第 1 条第 1 項に定める移管又は第 2 条第 1 項に定める移管を除き) 当該銀行又は住宅貯蓄貸付組合がかかる者に対して負う債務が消滅し又は縮減した場合。
- (2) 第 1 項(b)は、スコットランド法の定めによる債務消滅には適用されない。

### **第 12 条 情報公開**

開示に関する秘密保持義務その他の制限(その義務が課される態様を問わない)は、認可された請求基金が第 1 条第 2 項(b)又は第 2 条第 2 項(b)による要求に対

応できるように必要な情報を、銀行又は住宅貯蓄貸付組合が提供することを妨げるものではない。

### 第 13 条 第 2 条に基づく移管をした銀行: 営業報告書における情報公開

- (1) 次の場合には、報告書には、相手方のチャリティ名を明らかにし、そのそれぞれへの移管金額を記載しなければならない。
  - (a) 銀行である会社の取締役会が、「2006 年会社法」(c.46)第 415 条第 1 項に従い、特定会計年度の報告書作成を義務付けられる場合であつて、かつ、
  - (b) その会社が、当該年度において、第 2 条が適用される移管を実施した場合。
- (2) 「2006 年会社法」(c.46)の適用上、第 1 項の要求事項は、同法に定める要求事項とみなす。

### 第 14 条 審査及びイギリス議会への報告

- (1) 財務省は、下記の審査を行わなければならない。
  - (a) この章の運用。
  - (b) 不活動口座 (inactive accounts) の資金に対する権限を有する者に事実を通知するために金融機関が行った努力の有効性。
- (2) 財務省は、この章の運用の審査において、特に下記を考慮しなければならない。
  - (a) 第 1 条第 1 項又は第 2 条第 1 項に定める残高移管を実施した銀行又は住宅貯蓄貸付組合の数。
  - (b) 移管された金額とその所要期間。
  - (c) 第 1 条第 1 項又は第 2 条第 1 項に従って、要求に対処するために実施された措置の実効性。但し、かかる審査においては、請求基金の活動のうち、「2000 年金融サービス市場法」(c. 8)の目的のために規制されている活動を考慮してはならない。
- (3) 財務省は、あらゆる審査事項の利害関係者による意見表明ができるようにしなければならない。また、受け取ったすべての意見を考慮しなければならない。
- (4) 財務省は、審査の結果及び結論を報告書に記載し、イギリス議会に提出しなければならない。
- (5) 前記の報告書は、請求基金が最初に認可されてから 3 年以内に提出しなければならない。

## 修正

### 第 15 条 2000 年金融サービス市場法の修正

「2000 年金融サービス市場法」は、附則 2 記載の通りに修正される。

## 第 2 章

### 一般的制度に基づく資金の分配

#### 資金分配制度：全般

### 第 16 条 Big Lottery Fund による休眠口座資金の分配

- (1) Big Lottery Fund は、この部の定めに従い、社会又は環境の目的のための支出に対応するよう、休眠口座資金を分配しなければならない。
- (2) この章において、「休眠口座資金」とは、第 5 条第 1 項(c)に記載された目的の追求のために請求基金が Big Lottery Fund に移管した資金をいい、下記に従って投資した当該資金からの収益金を含む。
  - (a) 「1993 年英国ロツタリー法 (the National Lottery etc. Act 1993)」(c.39)第 20 条第 1 項、又は
  - (b) 第 25 条第 1 項に基づく措置。
- (3) 同ファンドは、第 1 項に従う目的で、助成、貸付、又はその他の措置の実施又は締結を行わなければならない。
- (4) 助成又は貸付には、条件を付すことができる（特に、利子付きの返済に関する条件等）。
- (5) この部の適用上、特定目的の支出に対応するための資金分配には、寄付支出に関連して、寄付（恒久的寄付を含む）の実施又は拠出のための資金分配を含む。
- (6) 休眠口座資金に関する同ファンドの業務については、附則 3 にさらに定めがある。



## 第 17 条 休眠口座資金の分配

- (1) 各会計年度における Big Lottery Fund の配分可能所得は、下記のように配分し、適宜分配する。
  - (a) イングランドに関連する支出向けの所定割合
  - (b) ウェールズに関連する支出向けの所定割合
  - (c) スコットランドに関連する支出向けの所定の割合
  - (d) 北アイルランドに関連する支出向けの所定の割合上記 4 つの割合の合計は 100% でなければならない。
- (2) この章において、第 1 項(a)(b)(c)(d)の記述はそれぞれイングランド支出、ウェールズ支出、スコットランド支出、北アイルランド支出という。
- (3) 本条の適用上、Big Lottery Fund の特定の会計年度における配分可能所得は、「A - B - C」とし、  
A は、当該年度においてファンドが受領した休眠口座資金  
B は、第 26 条第 1 項及び第 2 項に従って当該年度に支出された経費の額  
C は、同条第 3 項(b)に従って当該年度に支払われた額とする。
- (4) 本条において、「所定の」とは、閣内大臣 (the Secretary of State) が発出した命令により定められていることをいう。
- (5) 本条に基づく命令の発出に先立ち、閣内大臣は下記と協議しなければならない。
  - (a) ウェールズ諸大臣 (the Welsh Ministers)
  - (b) スコットランド諸大臣 (the Scottish Ministers)
  - (c) 北アイルランド財務人事省 (the Department of Finance and Personnel in North Ireland)
  - (d) Big Lottery Fund
  - (e) 閣内大臣が適切と判断した他の者 (存在する場合 (if any))
- (6) 本条に基づく命令は、かかる命令が含まれている法律案がイギリス議会両院に提出され、その決議により承認されるまで、発出してはならない。

## イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドへの分配

### 第 18 条 イングランド支出向けの資金分配

- (1) イングランド支出向けの休眠口座資金の分配は、下記の通りとしなければならない。
  - (a) 若年者のニーズに対応するためのサービス、施設、機会の提供に関する又はこれらに関連する支出に対処するためのものであること。
  - (b) 下記のいずれかに関連する支出に対処するためのものであること。

- (i) 個人が自己の財務を管理する能力の育成
- (ii) 個人向け金融サービスへのアクセスの改善
- (c) 社会投資卸売業 (social investment wholesaler) に対するものであること。

(2) 本条においては、以下の定義が適用される。

「社会投資卸売業」とは、サード・セクター組織に財務その他の支援を行う他の組織を支援し、又は業務を可能とするために存在する組織をいう。「サード・セクター組織」とは、社会又は環境に利益を提供することのみを目的として又はこれらを主目的として存在する組織をいう。

#### 第 19 条 ウェールズ支出向けの資金分配

- (1) ウェールズ諸大臣は、法律により、ウェールズ支出向けの休眠口座資金の分配目的又は対象者の種類を制限する命令を発出することができる。
- (2) ウェールズ諸大臣は、本条に基づく命令の発出の前にあらかじめ、Big Lottery Fund 及び適切と判断した他の者 (存在する場合 (if any)) と協議しなければならない。
- (3) 本条に基づく命令は、かかる命令が含まれている法律案がウェールズ国民議会に提出され、その決議により承認されるまで、発出してはならない。

#### 第 20 条 スコットランド支出向けの資金分配

- (1) スコットランド諸大臣は、法律により、スコットランド支出向けの休眠口座資金の分配目的又は対象者の種類を制限する命令を発出することができる。
- (2) スコットランド諸大臣は、本条に基づく命令の発出に先立ち、ビッグ・ロトタリー・ファンド及び適切と判断した他の者 (存在する場合 (if any)) と協議しなければならない。
- (3) 本条に基づく命令は、かかる命令が含まれている法律案がスコットランド議会に提出され、その決議により承認されるまで、発出してはならない。

#### 第 21 条 北アイルランド支出向けの資金分配

- (1) 北アイルランド財務人事省 (the Department of Finance and Personnel in Northern Ireland) は、法律により、北アイルランド支出向けの休眠口座資金の分配目的又は対象者の種類を制限する命令を発出することができる。

- (2) 財務人事省は、本条に基づく命令の発出に先立ち、Big Lottery Fund 及び適切と判断した他の者（存在する場合 (if any)）と協議しなければならない。
- (3) 本条に基づいて命令を発出する権限は、「1979 年法律規則（北アイルランド）命令」(S.I. 1979/1573(N.I.12))の目的による法律規則によってのみ行使することができる。
- (4) 本条に基づく命令は、かかる命令が含まれている法律案が北アイルランド議会に提出され、その決議により承認されるまで、発出してはならない。

### **閣内大臣又は適切な国家当局の権限**

#### **第 22 条 Big Lottery Fund への命令**

- (1) Big Lottery Fund は、本法に基づく職務の行使にあたり、本条に基づいて発出された指令に従わなければならない。
- (2) 第 5 項に従い、本条に基づいて指令を発出する権限は、閣内大臣がこれを行行使することができる。
- (3) 本条に基づく指令においては、特に、下記を行うことができる。
  - (a) ファンドが資金分配先を決定するにあたり考慮すべき事項の指定
  - (b) ファンドによる分配が可能又は不可となる目的の指定(又はかかる目的を決定するにあたり考慮すべき事項)
  - (c) どの支払を行うかの決定に使用する手続に関連する事項の指定
  - (d)
    - (i) ファンドが助成又は貸付を行う条件の指定
    - (ii) 第 16 条第 3 項に定めるその他の事項の指定
- (4) 本条に基づく指令においては、特に、下記を行うことができる。
  - (a) 第 25 条に基づく措置の指定
  - (b) ファンドが受領した資金の管理及び統制に関する指定
  - (c) 職員雇用に関する指定
  - (d) 口座の形式又は口座開設の方法及び原則の指定
  - (e) 上記(a)から(d)に記載する事項に関して、
    - (i) ファンドからの職務委任先の者又はその条件の指定
    - (ii) ファンドに対し、特別な種類の行為を行う前には閣内大臣の同意を取得することの義務付け
    - (iii) ファンドに対し、閣内大臣への情報提供の義務付け
- (5) ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの支出に関しては、閣内大臣は本条に基づく指令を発出することができない。但し、以下の規定が適

用される。

- (a) ウェールズ支出に関しては、ウェールズ諸大臣は指令を発出することができる。
- (b) スコットランド支出に関しては、スコットランド諸大臣は指令を発出することができる。
- (c) 北アイルランド支出に関しは、北アイルランド財務人事省は指令を発出することができる。

本項は、第 4 項のみに基づいて発出された指令には適用されない。

- (6) 本条に基づいて発出される指令は、下記に抵触するものであってはならない。
  - (a) 第 16 条第 1 項、又は
  - (b) 第 18 条、又は第 19、20、21 条に基づく命令。
- (7) 本条に基づいて指令を発出しようとする大臣、諸大臣又は省は、事前に Big Lottery Fund と協議しなければならない。
- (8) 「1993 年英国ロタリー法」(c.39)附属書 4 第 6 項に基づいて職員を任命し、又は同附属書第 18 項(報酬等)に基づいて支払を行うファンドの権限は、第 4 項(c)の指示を条件として効力を生ずる。

### 第 23 条 特定ケースへの資金分配を禁止する権限

- (1) 業務又は職務の実施にあたり、Big Lottery Fund がある者の方針を支配し又は重大な影響を及ぼすことが(直接又は間接に)可能であると閣内大臣が判断したときには、命令で指定した者に対して同ファンドが休眠口座資金を分配することを禁止する命令を発出することができる。
- (2) 本条に基づき、以下に関する命令を発出する前に、閣内大臣は、(場合により)ウェールズ諸大臣、スコットランド諸大臣、又は北アイルランド財務人事省と協議しなければならない。
  - (a) ウェールズ支出、スコットランド支出、北アイルランド支出に関連する事項
  - (b) ウェールズ、スコットランド、北アイルランドの住民に影響する可能性がある」と閣内大臣が判断した事項
- (3) 本条に基づく命令は、イギリス議会のいずれかの院の議決により無効とされる場合がある。
- (4) 閣内大臣は、本条に基づく自己の権限を行使する目的において必要な情報の提供をファンドに要求することができる。

## 第 24 条 資金活用団体 (distributors) の追加又は削除を行う権限

- (1) 閣内大臣は、命令により本法を修正し、第 16 条第 1 項により現在指定されている単数又は複数の組織が実施可能な職務について、命令で指定した他の単数又は複数の団体が実施するものとすることができる。
- (2) 閣内大臣は、第 1 項に定める権限を行使して、第 22 条又は 23 条により課せられ又は義務付けられた要件又は禁止事項に違反し又は従わなかった組織を第 16 条第 1 項から削除することができる。このことは第 1 項を制限するものとみなしてはならない。
- (3) 本条に基づく命令により下記を行うことができる。
  - (a) 本法の付随的な修正
  - (b) 経過的又は補足的条項の制定 (本法を修正する規定を含む)
- (4) 本条に基づく命令により、第 16 条第 1 項に従って複数の組織が指定される場合、かかる命令には、請求基金が第 5 条第 1 項(c)に定める目的の追求のため移管を行う額は命令で指定された割合に基づいてこれらの団体の間で配分しなければならない旨を定めておかなければならない。
- (5) 本条に基づく命令により組織に付与された職務は、当該組織の職務に関連してこれに反する他の法令規則がある場合でも、遂行することができる。
- (6) 本条に基づく命令の発出に先立ち、閣内大臣は下記と協議しなければならない。
  - (a) ウェールズ諸大臣
  - (b) スコットランド諸大臣
  - (c) 北アイルランド財務人事省
- (7) 本条に基づく命令は、かかる命令が含まれている法律案がイギリス議会両院に提出され、その決議により承認されるまで、発出してはならない。

## 補 足

### 第 25 条 Big Lottery Fund の契約締結権限

- (1) Big Lottery Fund は、Big Lottery Fund に支払われる可能性があるか又は支払済みの資金について、ある団体又は者 (請求基金を含む) が Big Lottery Fund に代理して保有又は投資する契約を、かかる団体又は者と締結することができる。

- (2) Big Lottery Fund は、第 26 条第 3 項、第 6 項、第 8 項又は第 10 項によりビッグ・ロタリー・ファンドが行うことが義務付けられている支払について、請求基金がビッグ・ロタリー・ファンドに代理して行う契約を請求基金と締結することができる。

## 第 26 条 経費

- (1) Big Lottery Fund は、本契約に関連して発生した自己の経費を、休眠口座資金から支出することができる。
- (2) 同ファンドが附則 3 第 5 項に基づいて指定を行う場合には、かかる指定に関連して発生した自己の経費を、休眠口座資金から支出することができる。
- (3) 閣内大臣が適切と判断した時点において、Big Lottery Fund は、支出が適切であると閣内大臣が決定した額を、下記の支出のため、自己が受領した休眠口座資金から、整理公債基金 (consolidated fund) に支払わなければならない。
- (a) イングランド支出に関連して、第 22 条に基づいて発出する指令に関連して閣内大臣に発生し又は発生が見込まれる経費
  - (b) 本法に基づいて閣内大臣に発生し又は発生が見込まれる他の経費
- (4) 第 3 項(a)に基づいて支払われる額は、イングランド支出への対処のため第 17 条に従って配分された資金から支払う。
- (5) 本条の適用上、第 22 条に基づく指令は、同条第 4 項のみに基づく場合には、イングランド支出に関連する指令とはみなされない。
- (6) ウェールズ諸大臣が適切と判断した時点において、Big Lottery Fund は、本法に基づいて発生し又は発生が見込まれる経費の支払のため適切であると判断された額を、ウェールズ支出への対処のため、第 17 条により配分された資金から、かかる諸大臣に支払わなければならない。
- (7) 「2006 年ウェールズ政府法」(c. 32)によりウェールズ諸大臣が受領する(その結果、閣内大臣への支払額となる)額の内容を指定する財務省の権限は、上記第 6 項に基づく諸大臣への支払額に関しては行使できない。
- (8) スコットランド諸大臣が適切と判断した時点において、Big Lottery Fund は、本法に基づいて発生し又は発生が見込まれる経費の支払として、支出が適切であるとスコットランド諸大臣が決定した額を、スコットランド支出への対応のため第 17 条に基づいて配分された額の中から、スコットランド整理公債基金に支払わなければならない。

- (9) 「1998年スコットランド法」(c. 46)によりスコットランド統合国庫資金への支払(その結果、閣内大臣への支払額となる)額の内容を指定する財務省の権限は、上記第8項に基づくファンドへの支払額に関しては行使することができない。
- (10) 北アイルランド財務人事省が適切と判断した時点において、ビッグ・ロタリー・ファンドは、本法に基づいて発生し又は発生が見込まれると同省が判断した経費の支払として、北アイルランド支出への対応のため第17条に基づいて配分された額の中から、北アイルランド整理公債基金に支払わなければならない。

### 第27条 第2章の解釈

- (1) この部においては、以下の定義が適用される。
- 「休眠口座資金」とは、第16条第2項に定める意味を有する。
- 「イングランド支出」、「ウェールズ支出」、「スコットランド支出」、「北アイルランド支出」とは、第17条第2項に定める意味を有する。
- 「会計年度」とは、3月31日を末日とする12か月をいう。
- 「請求基金」とは、第5条第1項に定める意味を有する。
- (2) この章での資金の分配への言及は、第16条第3項に従った措置の実施又は締結を含むものとし、関連する表現は、それに応じて読み替えるものとする。第16条第5項も参照のこと。

## 第3章 最終条項 (Final Provisions)

### 第28条 命令 (Orders)

財務省又は閣内大臣が本法に基づいて命令を発出する権限は、法令によるのみ行使することができる。

### 第29条 指令 (Directions)

- (1) 本法に基づく指令は文書で行わなければならない。
- (2) 本法に基づく指令は、その後の指令により変更又は取消を行うことができる。

### 第30条 適用地域 (Extent)

本法の適用地域はイングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランドとする。

### **第 31 条 施行日 (Commencement)**

- (1) 第 1 章及び第 2 章は、財務省命令による定めに従って効力を生じる。
  
- (2) 本条に基づく命令により、下記を行うことができる。
  - (a) 異なった目的のための異なった条項の制定
  - (b) 移行又は保持に関する条項の制定

### **第 32 条 法律の略称 (Short Titles)**

本法は「2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」と称する。



## 附 則

### 附則 1

### 第 5 条

#### 請求基金の定款に定めるべき条項

##### 経 費

- 1 (1) 請求基金の定款には、下記の条項を定めなければならない。
  - (a) 所得から自己の経費を支出できること、但し、
  - (b) 不合理な経費又は経費のうち不合理な範囲については支出できないこと。
  
- (2) 本項における「経費」には、特に、下記の費用を含む。
  - (a) 請求基金による職務の実施に関連して、請求基金の構成員、役員、従業員その他の請求基金への業務提供者への料金又は報酬の支払
  - (b) 同基金の設立に関連する業務に関して発生した費用のいずれかの者への払戻し

##### 構成員への分配禁止

- 2 請求基金の定款には、清算時の分配を含め、自己の所得又は資産を自己の構成員に分配することを禁止する定めを置かなければならない（第 1 項に基づく規定により認められている場合を除く）。

##### 情報の公表

- 3 (1) 請求基金の定款では、各会計年度の終了後に可能な限り速やかに、下記を公表することを定めなければならない。
  - (a) 当該年の年次会計及び報告書（「2006 年会社法」(c.46)第 471 条に定める意味による）
  - (b) 当該年度において資金を当該請求基金に移管した銀行及び住宅貯蓄貸付組合の名称及びそれぞれの額
  - (c) 払戻し請求を受けて当該会計年度に資金の払戻を行った銀行及び住宅貯蓄貸付組合の名称、及びそれぞれの銀行及び住宅貯蓄貸付組合に関する払戻合計額
  - (d) 第 16 条第 1 項に従い、当該年度に単数又は複数の組織に一時的に移管された金額合計

- (2) 第1項(c)の適用上、以下の定義が適用される。
- (a) 「払戻し請求 ( repayment claims )」とは、第1条第2項(b)又は2条第2項(b)に基づいて行われる請求をいう。
  - (b) 当該口座が、現在はある銀行又は住宅貯蓄貸付組合(「後継者」)が運用している事業の一部として過去においては他の銀行又は住宅貯蓄貸付組合が運用していた場合、当該口座は後継者の口座とみなす。

## 「2000 年金融サービス市場法」の修正

**第 2 章の修正**

- 1 (1) 附則 2 (規制対象業務) は、下記の通り修正される。
- (2) 第 1 部の見出しを「規制対象業務：一般」に置き換える。
- (3) 同部の後に、下記を追加する。

「第 1A 章  
規制対象業務： 請求基金  
請求基金の業務

- 9A (1) 業務に関連して、第 22 条第 1 項に従って条項を定めることができる事項には、特に、請求基金のすべての業務が含まれる。
- (2) 「請求基金」とは、「2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第 5 条第 1 項に定める意味を有する。

**第 7 章の修正**

- 2 第 106 条の後に下記を追加する。

「106A 請求基金業務移管制度

  - (1) この制度は、請求基金の業務を移管する制度で、請求基金が実施する業務の全部又は一部を単数又は複数の他の請求基金に移管する場合はこの制度による。
  - (2) 「請求基金」とは、「2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第 5 条第 1 項に定める意味を有する。
- 3 第 107 条 (移転制度利用承認命令の申請) 第 1 項の「又は銀行業務移管制度」を「銀行業務移管制度又は請求基金業務移管制度」に読み替える。
- 4 (1) 第 111 条 (事業移管制度理由に対する裁判所の承認) を下記の通り修正する。
  - (2) 第 1 項の「又は銀行業務移管制度」を「銀行業務移管制度又は請求基金業務移管制度」に読み替える。

- (3) 第 2 項において、  
(a)号の前に「保険業務移管制度又は銀行業務移管制度の場合、」を追加する。  
(b) 同号の後に、下記を追加する。  
「(aa) 請求基金業務移管制度の場合には、適切な証明書を取得していること(これに関しては同附属書第 2A 部参照)」

5 附則 12 の第 2 章の後に下記を追加する。

「第 2A 章  
請求基金事業移管制度  
財源に関する証明書

9A 第 111 条第 2 項の適用上、請求基金業務移管制度に関連する適切な証明書とは、当局が発行した証明書であって、申請されている移管を考慮した上で、被移管者が、かかる移管が有効となる前の時点において、十分な財源を所有しており又は所有することになることを証明するものをいう。

**第 24 章の修正**

6 (1) 第 359 条(行政命令)を下記の通り修正する。

(2) 第 3 項(債務支払不能として取り扱われる者)の(a)号末尾の「及び」を削除し、(b)号末尾に下記を追加する。

「及び

(c) 「2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第 1 条第 2 項(b)及び 2 条第 2 項(b)に基づいて行われた要求の結果、支払うべき額の支払債務不履行となった認可された請求基金」

(3) 第 4 項(定義)の適切な箇所に下記を挿入する。

「「認可された請求基金」とは、「2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第 5 条第 1 項が定義する請求基金であって、同法の目的のために認可されたものをいう」

7 第 369 条の後に下記を追加する。

「369A 請求基金：当局への申立書提出等

(1) 当局以外の者が、認可された請求基金の清算の申立を提出する場合には、申立人は申立書 1 部を当局に提出しなければならない。

(2) 当局以外の者が、認可された請求基金に関して、1986 年法第 135 条(又は 1989 年命令第 115 条)に基づいて仮清算人の任命を申請する

場合には、申請人は申請書 1 部を当局に提出しなければならない。

- (3) 本条において「認可された請求基金」とは、「2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第 5 条第 1 項が定義する請求基金であって、同法の目的のために認可されたものをいう。」

**Big Lottery Fund の業務に関する追加規定****第 1 章 戦略計画 (Strategy plans)****イングランドの戦略計画**

- 1 (1) Big Lottery Fund は、閣内大臣から指示があった場合には、下記を行わなければならない。
  - (a) イングランドの戦略的計画の策定及び採択
  - (b) 採択済みの計画の審査及び修正、又は
  - (c) 他の計画の策定及び採択を行うことによる、採択済みの計画の置き換え
  
- (2) 本条において、「イングランドの戦略計画」とは、イングランド支出に対応するための休眠口座資金の分配に対するファンドの方針を含んだステートメントをいう。
  
- (3) イングランドの戦略計画には下記を含めなければならない。
  - (a) 閣内大臣が第 22 条に基づいてファンドに発出した指令のステートメント。同条第 4 項のみに基づいて発出した指令を除く。
  - (b) 休眠口座資金を分配することにより、その全部又は一部に対処する権限をファンドが有する、イングランドの必要性に対するファンドの評価のステートメント。
  - (c) 休眠口座資金を分配することにより前記の必要性に対処することへのファンドの優先順位のステートメント。
  
- (4) イングランドの戦略計画には、第 3 項(a)が適用される指令をファンドが遵守する方法が示されていなければならない。
  
- (5) ファンドは、イングランドの戦略計画の採択に先立ち、下記を行わなければならない。
  - (a) 第 3 項(b)に記載された必要性の特定並びにかかる必要性に対処するために採択する方針の形成の目的で、適切と判断した他の組織と協議すること。
  - (b) 計画案を作成すること。
  - (c) 計画案の写しを閣内大臣に提出すること。

- (d) 閣内大臣との協議の後、必要又は適切と判断した修正を案に加えること。
- (6) 同ファンドがイングランドの戦略計画を採択する場合には、
  - (a) 同ファンドは、計画が記載された文書を閣内大臣に送付しなければならない。
  - (b) 閣内大臣は、文書の写しをイギリス議会の各院に提出しなければならない。

### **ウェールズの戦略計画**

- 2 (1) Big Lottery Fund は、ウェールズの諸大臣から指示があった場合には、下記を行わなければならない。
  - (a) ウェールズの戦略計画の策定及び採択
  - (b) 採択済みの計画の審査及び修正、又は
  - (c) 他の計画の策定及び採択を行うことによる、採択済みの計画の置き換え
- (2) 本条において、「ウェールズの戦略計画」とは、ウェールズ支出に対応するための休眠口座資金の分配に対するファンドの方針を含んだステートメントをいう。
- (3) ウェールズの戦略計画には下記を含めなければならない。
  - (a) ウェールズの諸大臣が第 22 条に基づいてファンドに発出した指令のステートメント。
  - (b) 休眠口座資金を分配することにより、その全部又は一部に対処する権限をファンドが有する、ウェールズの必要性に対するファンドの評価のステートメント。
  - (c) 休眠口座資金を分配することにより前記の必要性に対処することへのファンドの優先順位のステートメント。
- (4) ウェールズの戦略計画には、第 3 項(a)が適用される指令をファンドが遵守する方法が示されていなければならない。
- (5) ファンドは、ウェールズの戦略計画の採択に先立ち、下記を行わなければならない。
  - (a) 第 3 項(b)に記載された必要性の特定並びにかかる必要性に対処するために採択する方針の形成の目的で、適切と判断した他の組織と協議すること。
  - (b) 計画案を作成すること。
  - (c) 計画案の写しをウェールズの諸大臣に提出すること。
  - (d) ウェールズの諸大臣との協議の後、必要又は適切と判断した修正を

案に加えること。

- (6) 同ファンドがウェールズの戦略計画を採択する場合には、
- (a) 同ファンドは、計画が記載された文書をウェールズの諸大臣に送付しなければならない。
  - (b) ウェールズの諸大臣は、文書の写しをウェールズ国民議会に提出しなければならない。

### スコットランドの戦略計画

- 3 (1) Big Lottery Fund は、スコットランドの諸大臣から指示があった場合には、下記を行わなければならない。
- (a) スコットランドの戦略計画の策定及び採択
  - (b) 採択済みの計画の審査及び修正、又は
  - (c) 他の計画の策定及び採択を行うことによる、採択済みの計画の置き換え
- (2) 本条において、「スコットランドの戦略計画」とは、スコットランド支出に対応するための休眠口座資金の分配に対するファンドの方針を含んだステートメントをいう。
- (3) スコットランドの戦略計画には下記を含めなければならない。
- (a) スコットランドの諸大臣が第 22 条に基づいてファンドに発出した指令のステートメント。
  - (b) 休眠口座資金を分配することにより、その全部又は一部に対処する権限をファンドが有する、スコットランドの必要性に対するファンドの評価のステートメント。
  - (c) 休眠口座資金を分配することにより前記の必要性に対処することへのファンドの優先順位のステートメント。
- (4) スコットランドの戦略的計画には、第 3 項(a)が適用される指令をファンドが遵守する方法が示されていなければならない。
- (5) ファンドは、スコットランドの戦略的計画の採択に先立ち、下記を行わなければならない。
- (a) 第 3 項(b)に記載された必要性の特定並びにかかる必要性に対処するために採択する方針の形成の目的で、適切と判断した他の組織と協議すること。
  - (b) 計画案を作成すること。
  - (c) 計画案の写しをスコットランドの諸大臣に提出すること。
  - (d) スコットランドの諸大臣との協議の後、必要又は適切と判断した修正を案に加えること。



- (6) 同ファンドがスコットランドの戦略計画を採択する場合には、
  - (a) 同ファンドは、計画が記載された文書をスコットランドの諸大臣に送付しなければならない。
  - (b) スコットランドの諸大臣は、文書の写しをスコットランド議会に提出しなければならない。

### 北アイルランドの戦略計画

- 4 (1) Big Lottery Fund は、北アイルランド財務人事省(以下、「省」という。)から指示があった場合には、下記を行わなければならない。
  - (a) 北アイルランドの戦略的計画の策定及び採択
  - (b) 採択済みの計画の審査及び修正、又は
- (2) 本条において、「北アイルランドの戦略計画」とは、北アイルランド支出に対応するための休眠口座資金の分配に対するファンドの方針を含んだ陳述書をいう。
- (3) 北アイルランドの戦略計画には下記を含めなければならない。
  - (a) 省が第 22 条に基づいてファンドに発出した指令のステートメント。
  - (b) 休眠口座資金を分配することにより、その全部又は一部に対処する権限をファンドが有する、北アイルランドの必要性に対するファンドのステートメント。
  - (c) 休眠口座資金を分配することにより前記の必要性に対処することへのファンドの優先順位のステートメント。
- (4) 北アイルランドの戦略計画には、第 3 項(a)が適用される指令をファンドが遵守する方法が示されていなければならない。
- (5) ファンドは、北アイルランドの戦略計画の採択に先立ち、下記を行わなければならない。
  - (a) 第 3 項(b)に記載された必要性の特定並びにかかる必要性に対処するために採択する方針の形成の目的で、適切と判断した他の組織と協議すること。
  - (b) 計画案を作成すること。
  - (c) 計画案の写しを省に提出すること。
  - (d) 省との協議の後、必要又は適切と判断した修正を案に加えること。
- (6) 同ファンドが北アイルランドの戦略的計画を採択する場合には、
  - (a) 同ファンドは、計画が記載された文書を省に送付しなければならない。
  - (b) 省は、文書の写しを北アイルランド議会に提出しなければならない。

## 第2章 委任等

### 他の組織、者又は委員会への委任

- 5 (1) Big Lottery Fund は、下記について休眠口座に関する自己の業務のいずれか代理執行する他の組織又は者を指定することができる。
  - (a) いずれかの特定の案件
  - (b) 特定の内容の案件
- (2) 第1項により指名できる者にはファンドの構成員、従業員、委員会を含む。
- (3) 下記の組織は、(本項により受諾できる場合に加えて)本条に基づく指定を受諾することができる。
  - (a) 「1993年英国ロッタリー等法」(C.39)第25条第1項により資金の分配を行う組織
  - (b) 慈善団体、博愛、善意、支援の組織
  - (c) 法令により又は法令に基づいて設立された組織
  - (d) 特許状により設立された組織
- (4) 第1項によりファンドに代理して職務を行使することを指定された組織は、さらに自己に代理して職務を行使する自己の構成員、従業員又は委員会を指定することができる。但し、下記の場合に限る。
  - (a) 指定の条件によりこれが許可されていること、及び
  - (b) 当該組織が、本条のほかに、自己の職務の全部又は一部を行使する構成員又は(場合により)従業員又は委員会を指定する権限を有していること
- (5) ファンドは、休眠口座に関する自己の業務を代理実施する目的で委員会を設立することができる。
- (6) 第3項に該当する組織は、休眠口座に関するファンドの職務を代理実施する目的で委員会を設立することができる。
- (7) 第6項に基づいて設立された委員会については下記の通りとする。
  - (a) 当該委員会を設立した組織の1名以上の構成員、又は1名以上の従業員を含めなければならない。
  - (b) 当該組織の構成員でも従業員でもない者を含めることができる。

## 第5条の解釈

- 6 (1) 第5条においては、以下の定義に従う。
- 「チャリティ」とは、慈善のみを目的として設立された組織又は信託の受託者をいう。
- 「慈善施設、慈善協会、慈善団体」とは、慈善団体以外で、下記の目的で設立された組織又は信託の受託者をいう。
- (a) 博愛の目的（法の支配における意味での慈善目的かどうかを問わない）
- (b) 善意の目的、又は
- (c) フィランソロフィー目的。
- 「休眠口座に関する職務」とは、休眠口座資金に関連し、又は関する職務をいう。（分配先の者を決定する職務を含む）
- (2) 第5条の適用上、次の通りとする。
- (a) 信託の受託者は、組織とみなされる。
- (b) 受託者の組織の場合の組織の構成員とは、受託者のいずれかをいう。
- (3) 第5条が記述する組織の構成員には、組織の会長又は副会長（又は当該組織に関連する同等な役職）を含む。

## 第5条の補足規定

- 7 (1) Big Lottery Fund は、第5条第1項に基づいて委任した先の組織又は者の支出（資本的性質を有する支出を含む）に関する支払を行うことができる。
- (2) 第5条第5項は、ファンドが下記を行うことを妨げるものではない。
- (a) 同条に基づくもの以外の委員会を設立すること
- (b) ファンドの職務を執行する権限を委員会（同条に基づいて設立されたものであるか否かを問わない）に付与すること。
- (3) 第5条により組織に付与された権限は下記の通りとする。
- (a) 当該組織は、同条により付与された権限以外の権限を有しない。
- (b) 当該組織の職務に関する法令又は規則にこれに反する定めがあってもよい。

### 既存の受任支出委員会の新職務

- 8 (1) 「1993年国営ロッタリー等法」(c. 39)附属書 4A 第7条第1項(a)に基づいて設立された委員会の職務には、イングランド支出に関する同法に基づくビッグ・ロッタリー・ファンドの業務を含む。
- (2) 同附属書 4A 第7条第1項(b)に基づいて設立された委員会の業務には、ウェールズ支出に関する同法に基づく同ファンドの業務を含む。
- (3) 同附属書 4A 第7条第1項(c)に基づいて設立された委員会の業務には、スコットランド支出に関する同法に基づく同ファンドの業務を含む。
- (4) 同附属書 4A 第7条第1項(d)に基づいて設立された委員会の業務には、北アイルランド支出に関する同法に基づく同ファンドの業務を含む。

## 第3部 報告及び会計

### 年次報告書

- 9 (1) Big Lottery Fund は、毎会計年度の終了後可能な限り速やかに、本法に基づく当該年度における自己の業務の実施に関する報告書を作成しなければならない。
- (2) 前記の報告書には、第22条に基づいてファンドに発出された指令であって、報告書の対象会計年度中に有効なものを記載しなければならない。
- (3) 報告書には、下記が拠出しないと考えられる資金であって、ファンド・プロジェクト又はプロジェクトの各事項についての休眠口座資金ファンド拠出原則に関する方針及び実施方法を記載しなければならない。
  - (a) 政府省庁
  - (b) ウェールズ諸大臣
  - (c) スコットランド諸大臣、又は
  - (d) 北アイルランド省
- (4) 本条に基づくすべての報告書は下記の通りとする。
  - (a) ファンドが閣内大臣に提出し、閣内大臣がイギリス議会に提出する
  - (b) ファンドがウェールズ諸大臣に提出し、ウェールズ諸大臣がウェールズ国民議会に提出する

- (c) ファンドがスコットランド諸大臣に提出し、スコットランド諸大臣がスコットランド議会に提出する
- (d) ファンドが北アイルランド財務人事省に提出し、同省が北アイルランド議会に提出する

## 会計

- 10 (1) Big Lottery Fund は下記を行わなければならない。
    - (a) 本法に基づく自己の業務執行に関連する適切な会計記録を作成保管すること
    - (b) 各会計年度について、前記業務執行に関連する財務報告書を作成すること
  - (2) ファンドは、第 1 項(b)に記載する報告書を下記に送付しなければならない。
    - (a) 閣内大臣
    - (b) ウェールズ諸大臣
    - (c) スコットランド諸大臣
    - (d) 北アイルランド財務人事省
    - (e) 会計検査院長
  - (3) 第 2 項に定める財務報告書の送付は、当該報告書が対象とする会計年度末から閣内大臣が指示する期間内に行わなければならない。
  - (4) 会計検査院長は、下記を行わなければならない。
    - (a) 本条に従って受領した財務報告書の検査、検証及び結果報告
    - (b) 財務報告書及び結果報告書をイギリス議会、ウェールズ国民議会、スコットランド議会、北アイルランド議会に提出すること。
- 11 「1993 年国営ロタリー等法」(c. 39)附属書 A (ビッグ・ロタリー・ファンド) 第 21 条 (会計) 第 1 項において、
- (a) (a)号の「記録」の前に、「本法に基づく自己の職務実施に関連する」を挿入する。
  - (b) (b)号を下記に置き換える。  
「(b) 各会計年度について、前記職務の実施に関連する会計報告書を作成すること」

## 第4章 その他の権限

### **申請を勧誘する権限 (Power to solicit applications)**

- 12 (1) Big Lottery Fund は、休眠口座資金について他の組織又は者からの申請を勧誘する権限を有する。
- (2) ファンドによる休眠口座資金の分配が違法であったかの判断を行う際に、ファンド又はその代理であるいずれかの者が当該資金の申請をいずれかの組織又は者に勧誘したか否かは重要ではない。

### **助言を求める権限 (Power to consult)**

- 13 Big Lottery Fund は休眠口座資金の分配方法の決定にあたり、下記を行うことができる。
- (a) いずれかの者と助言を求めること
- (b) 自己に対して表明された意見又は自己に対して提供された情報を考慮すること

### **情報を公表する権限等 (Power to publish information etc.)**

- 14 (1) Big Lottery Fund は、下記の取り決めを締結し又はこれに参加することができる。
- (a) 本法の条項の効果に関する情報を公表すること
- (b) 休眠口座資金の分配又は分配された休眠口座資金の支出に関する情報を公表すること
- (c) 休眠口座資金の分配に関連する業務への参加を奨励すること
- (2) 「1993年国営ロタリー等法」第25E条(資金の分配、公表)での同法第25条第1項に基づく資金を分配する組織への言及は、休眠口座資金分配担当組織としてのBig Lottery Fundを含むものとする。

### **助言を行う権限 (Power to give advice)**

- 15 Big Lottery Fund は下記に関する助言を行うことができる。
- (a) 休眠口座資金の分配
- (b) 休眠口座資金の助成又は貸付の申請の勧誘、実施、検討
- (c) 分配された休眠口座資金の使用

## IV. 各種財務指令 (Financial Directions)

以下の財務指令は、イギリスの4つの地域すべてにおける事業に適用される。当ファンド (Big Lottery Fund) は、組織全体での手続の実施を通じて、これらの指令を遵守し、財務諸表の要求事項を守っている。

要求事項は下記の通りである。当ファンドは、サンプル調査による内部監査業務により、全部署の担当者が合意された手続に従っていること、手続が適切に文書化され周知されていることを確認している。

なお、財務諸表要求事項の全文は、文化・メディア・スポーツ省のウェブサイト、[http://www.culture.gov.uk/what\\_we\\_do/national\\_lottery/4202.aspx](http://www.culture.gov.uk/what_we_do/national_lottery/4202.aspx) から入手できる。

### 1 「1993年英国ロタリー法」第36E条(3)項に基づく財務指令(「2006年英国ロタリー法」により改訂)

Big Lottery Fund は、「1993年英国ロタリー法 (*the National Lottery etc. Act 1993*)」(以下、「本法律」という。)第36A条に基づいて設置され、2006年12月1日から事業が全面的に開始された。

Big Lottery Fund は、添付の「財務諸表要求事項」に従わなければならない。かかる要求事項は「1993年英国ロタリー法」第36E条(3)項により、指令としての地位を与えられている。

「財務諸表要求事項」は企業の統治及び管理に関する事項を対象とする「Big Lottery Fund 運営ステートメント」を補足するものであり、かかるステートメントと関連付けて理解しなければならない。

文化・メディア・スポーツ省大臣署名

---

## 2 . 「(改訂) 2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第 22 条(3)項に基づく Big Lottery Fund に対する指令

内閣府長官は、「2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」(c.31)の第 22 条(3)項により付与された権限に基づき、同法第 22 条(7)項の規定に基づき、Big Lottery Fund との協議の上、Big Lottery Fund に対して以下の指令を発出する。

Big Lottery Fund は、休眠口座資金のうちイングランド地域向けとして分配される資金の全額を、返済不要の分配金として、Big Society Trust に分配するものとする。

Big Society Trust は、「2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第 18 条の規定に基づいて社会投資卸売業者 (social investment wholesaler) としての業務を行っている Big Society Capital に投資しなければならない。



### 3 .スコットランドにおける支出に関連した「2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第 22 条(5)項(b)に基づく Big Lottery Fund に対する指令

スコットランド大臣は、「2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」の第 22 条(5)項(b)により付与された権限に基づき、同法第 22 条(7)項の規定に従って Big Lottery Fund (以下、「本ファンド」という。)との協議の上、本ファンドに対して、以下の命令を発出する。

#### 一般指令 (General Directions)

- 1 .本ファンドは、スコットランドにおける支出に関連して、本法律に基づく休眠資金の分配業務を実施するにあたっては、以下の一般指令に従って、本ファンドの 分配対象者、 分配目的、 分配決定手続、 分配要件を決定しなければならない。
- 2 . 休眠口座資金の分配：
  - A . 公共の利益の増進を目的とするものであって、私的な利得を主目的とするものでないこと。
  - B . 地域社会の生活の質を実際にかつ持続的に向上させるものであること。
  - C . サード・セクター、すなわち、社会または環境に対する便益の提供を主目的としているもの
  - D . プロジェクトと申請者の種類に適した方法で、イノベーションの促進とリスク管理の必要性のバランスを取ること。
  - E . 持続可能な開発という目標を推進するものであること。

3 .BIG が、休眠口座資金の分配を行うにあたっては、申請者は以下の要件を満たしていなければならない。

- A . 交付期間を通じて、プロジェクトの遂行が財務面で可能であること。
- B . 資本出資が求められている場合においては、
  - a) プロジェクトの規模と性質を考慮した上で、合理的な期間において各プロジェクトに関連する運営コストとメンテナンス・コストを組み込んだ明確な事業計画を示していること。
  - b) 大規模プロジェクトについては、当該プロジェクトの評価及び管理手順が、英国商務局の Gateway Reviews の手順と合致していること。
- C . 資本出資が求められていない場合においては、プロジェクトの規模と性質を考慮した上で、休眠口座資金の分配終了後の合理的期間にわたり、事業の継続費用に見合う資金提供を他者から受けることができる可能性があること。または、実行可能性に向けた進捗を支援するために使用されること。

4 .BIG は、休眠口座資金を分配するに当たり、

- A . 資本支出か収益支出かを問わず、具体的な交付期間を示すこと。
- B. スコットランドの休眠資金制度について合意されたブランドを使用して休眠口座資金を利用するという点について、受給者の合意を含めること。
- C. 交付対象者を決定するにあたり、必要な情報を入手していること。これには、必要な場合の独立専門家の助言を含む。
- D. 目的の達成のために有効な手段である場合には、他の組織(含む他の助成機関)とも協力すること。
- E. 政策決定、優先順位付け、交付決定を行うにあたっては、可能であれば公的機関も巻き込むこと。
- F. スコットランドの独自政策の範囲内で業務を行い、場合に応じて、スコットランド諸大臣の戦略に付加価値を加えること。さらに成功があり持続可能なスコットランドの中で、誰でもが繁栄できる機会を開発することで、より公平なスコットランド (Fairer Scotland) を支援すること。

G. 時間の経過にともなって資金の交付対象者が、合理的に範囲内で、より広い範囲に行き渡るようにすること。交付対象者には、小規模事業、地方限定的事業、社会的事業、スコットランドに本拠を置きながらも海外で事業活動を行っている組織が含まれる。

H. スコットランド全体、スコットランドの各地方の利益及び相対的人口規模、スコットランドの各地方の経済的社会的欠乏の軽減を考慮すること。

I. プロジェクトが、経済成長の増強と持続というスコットランド政府による重要目標及び下記の戦略目的の 1 つまたは複数への貢献を意図したものであること。

- ・ **よりスマートに (SMARTER)** : 生活がより良くなる機会を持つ人々
- ・ **より安全、より強力に (SAFER AND STRONGER)** : 地域コミュニティが不平等克服に向けて一緒に活動する。
- ・ **よりグリーンに (GREENER)** : 人々はより良いサービスと環境、より持続性のあるサービスと環境を持っている。
- ・ **より健康に (HEALTHIER)** : 人々と地域コミュニティがより健康である。

J. 以下の 3 原則を考慮していること。

- ・ **参画 (ENGAGEMENT)** - プログラムの発展は、公的機関、民間、第三セクターのパートナーの積極的な参画に基づかなければならない。
- ・ **連帯と結合 (SOLIDARITY AND COHESION)** - スコットランド全域の個人と地域社会が、より良いスコットランドに貢献し、参加し、利益を得る機会を確保すること。
- ・ **持続可能性 (SUSTAINABILITY)** - スコットランドの現在と将来の世代のために環境を改善する一方で、地球環境に対するスコットランドの影響を軽減すること。

## 具体的指令 (Specific Directions)

5 .本ファンドは、スコットランドにおける支出に関連して、休眠口座資金の交付業務を実施するにあたっては、 分配対象者、 分配目的を定める際には、以下の具体的指令に従わなければならない。

A. 本ファンドは、「2010 年休眠銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法に関する命令 (スコットランド)」及び以下のオプションのうちのいずれかに従って、休眠口座資金の分配について、エビデンスに基づく影響評価を作成しなければならない。

- ・ **オプション1** - 4つの政策テーマを支援すること。ファンドは、以下の4つの政策テーマを支援するために、合理的に資金を分配しなければならない。

子ども及び若年者への機会 ( Opportunities for children and young people )

活動亢進による健康面での不平等への対応 (Addressing health inequalities through increased activity)

世代横断的な取組の強化 (Strengthening inter-generational activities)

雇用機会に基づいた地域社会の創出 ( Creating community based employment opportunities )

- ・ **オプション2** - Big Lottery Fund は、当初の資金の 50%、67%または 100%を分配先の基金に提供すること。残りの資金は、本ファンドが 4つの政策テーマを支援するために分配すること

## 4 .ウェールズにおける支出に関連した「2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」第 22 条に基づいた Big Lottery Fund に対する指令

ウェールズ大臣は、「2008 年銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法」の第 22 条により付与された権限に基づき、Big Lottery Fund（以下、「本ファンド」という。）との協議の上、本ファンドに対して、以下の命令を発出する。

### 一般指令（General Directions）

- 1 .本ファンドは、ウェールズにおける支出に関連して、本法律に基づく休眠口座資金の交付業務を実施するにあたっては、以下の一般指令に従って、本ファンドの 分配対象者、 分配目的、 分配決定手続、 分配要件を決定しなければならない。
  - A. 休眠口座資金は、公共の利益の増進を目的とするものであって、私的な利得を主目的とするものでないこと。
  - B. 休眠口座資金は、地域社会の生活の質を実際にかつ持続的に向上させる事業に分配すること。
  - C. 休眠口座資金は、サード・セクター、すなわち、社会または環境への便益の提供を主目的としている組織にのみ交付しなければならない。例外として、事業にパートナーシップまたはコンソーシアムが関与し、行政機関が調整を行っている場合には、地方公共団体又はその他の行政機関に資金を分配することができる。
  - D. 休眠口座資金の分配にあたっては、プロジェクトと申請者の種類に適した方法で、イノベーションの促進とリスク管理の必要性のバランスを取ること。
  - E. 休眠口座資金の分配は、ウェールズ語の支援を推進し、ウェールズにおける二か国語併用の状況を反映したものでなければならない。これには英語とウェールズ語の平等原則に効果を与えることを含む。
  - F. 休眠口座資金の分配は、持続可能な開発という目標を推進するものでなければならない。

- G. 休眠口座資金の分配にあたっては、資本支出向けまたは収益支出向けのどちらに分配金を支出するにしても、具体的な分配期間を設定しなければならない。
- H. ファンドは休眠資金の分配にあたり、以下の点を確保しなければならない。
- i) 申請者が、分配期間を通じて、プロジェクトの遂行が財務面で可能であることを証明していること。
  - ii) 資本出資が求められている場合においては、下記の通りとする。
    - a) プロジェクトの規模と性質を考慮した上で、合理的な期間において各プロジェクトに関連する運転コストとメンテナンス・コストを組み込んだ明確な事業計画を示していること。
    - b) 大規模プロジェクトについては、当該プロジェクトの評価及び管理手順が、英国商務局の Gateway Review の手順と合致していること。
  - iii) 資本出資が求められていない場合においては、プロジェクトの規模と性質を考慮した上で、休眠口座資金の分配終了後の合理的期間にわたり、事業の継続費用に見合う資金提供を他者から受けられる可能性があること。または、可能な限り実行可能性に向けた進捗を支援するために使用されること。
- I. 本ファンドは、休眠口座資金の分配にあたり、当該分配が戦略計画の要素達成のための有効な手段となるよう他の組織と協力しなければならない。
- J. 本ファンドは、休眠口座資金の分配にあたり、申請者に関する必要な情報を入手していること。これには、必要な場合の独立専門家の助言を含む。
- K. 本ファンドは、休眠口座資金の分配を行うにあたっては、ウェールズの休眠口座資金制度について合意されたブランドを使用して休眠口座資金を利用するという点について、受給者の合意を条件に含めること。
- L. 本ファンドは、休眠口座資金の分配にあたり、適切なパートナーと協力して、ウェールズ全体の地域社会のために最適な投資パターンを達成するために、アウトカム（成果）重視のアプローチを採用しなければならない。

M. 休眠口座資金の分配にあたり、時間の経過にともなって資金の交付対象者が合理的な範囲内で、より広い範囲に行き渡るように、本ファンドは、戦略計画により特定したニーズと優先順位を考慮しなければならない。この中には、地方限定的事業及び社会的事業が含まれる。

N. 本ファンドは、休眠口座資金の分配にあたって、ウェールズ全体、ウェールズの各地方の利益及び相対的人口規模、ウェールズの各地方の経済的社会的欠乏の軽減を考慮しなければならない。

## **具体的指令 ( Specific Directions )**

2 .本ファンドは、ウェールズにおける支出に関連して、休眠口座資金の交付業務を実施するにあたっては、 分配対象者、 分配目的を定める際には、以下の具体的指令に従わなければならない。

A. 本ファンドは、「2008年休眠銀行及び住宅貯蓄貸付組合休眠口座法に関する命令(ウェールズ)」(制限事項) 2010年命令に定められた制限及び以下のテーマに沿って、行動しなければならない。

・「社会的な包摂を推進するために、サード・セクターを通じて、子どもや若年者が潜在的な労働能力を発揮できるように支援すること。」

・「コミュニティ活動を通じた気候変動への取り組み、広範な持続可能な開発を促進すること」

B. BIG は、休眠口座資金の分配にあたり、以下のサブ・テーマに沿って活動しなければならない。

### **子ども及び若年者の支援**

・若年者に各種の利益を得るために必要な技能及び能力を備えさせること。特に、ニートの状態にある若年者のニーズに対応すること。

### **気候変動に取り組み、広範な持続可能開発を促進すること**

・気候変動の原因に対して地域主導の広範な取り組みを行い、その影響への柔軟な対応力を構築すること。その目的は、行動の変化を促進し、ウェールズ外への展開を目指すこと。

C. BIG は、休眠口座資金の交付にあたり、以下に関連して、申請者が提供するかもしれない幅広い便益を考慮しなければならない。

(i) 出資のマッチングなど、他の資金源からの交付金も得ることにより、資金の有効性を高めること。

(ii) 以下を含め、ウェールズ議会の政策と方針に従った拠出を行うこと。

- **技能と雇用に関する戦略及び行動計画**

「ウェールズで就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者の割合の削減。ウェールズのために働く技能を届けること」（NEET 計画）。「私たちが子ども達のための公正な未来：貧困児童に関する戦略。若年者への学習提供のための 14～19「学習経路」の枠組。若年者支援のための「権利拡大」政策。国家若年者サービス戦略。全ウェールズ若年者保護戦略。「高みに達する」キャリア機会提供制度。

- **1 つのウェールズ、1 つの地球** ウェールズ持続可能開発制度。気候変動に関する戦略。

## **戦略計画(Strategic Plan)**

3. 本法律の附則 3 第 1 章に記載されているように、休眠口座資金の分配及び申請に当たっての優先順位についてのファンドの方針を明らかにするために、本ファンドは、ウェールズにおける支出向けの休眠口座資金の交付に関する戦略計画を作成し、採用すべきである。



## 参考文献

- 1 . *DORMANT BANK AND BUILDING SOCIETY ACCOUNTS ACT 2008 : EXPLANATION NOTES* (2008)
- 2 . *Dormant Bank and Building Society Accounts 2008* (26th November 2008)
- 3 . HM Treasury, *Review of the Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008* (March 2014)
- 4 . Reclaim Fund Ltd, *Annual report and accounts For the year ended 31 December 2013* (2014)
- 5 . Reclaim Fund Ltd, *Corporate Governance Report* (11 February 2014)
- 6 . Reclaim Fund Ltd, *Operating Review For the year ended 31 December 2013* (11 February 2014)
- 7 . Big Lottery Fund, *Annual Report and Accounts For the financial year ended 31 March 2014* (21 July 2014)
- 8 . *Directions Given to The Big Lottery Fund Under Section 22(3) of the Dormant Bank and Building Society Account Act 2008 as Amended* (2012)
- 9 . *Directions Given to The Big Lottery Fund Under Section 22(5)(b) of the Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008 in relation to Scottish Expenditure*
- 1 0 . *Directions Given to The Big Lottery Fund Under Section 22 of the Dormant Bank and Building Society Accounts Act 2008 in relation to Welsh Expenditure*
- 1 1 . HM Treasury, *A UK Unclaimed Asset Scheme: Consultation* (March 2007)
- 1 2 . HM Treasury, *Unclaimed asset distribution mechanism: a consultation* (May 2007)
- 1 3 . 西畑一哉、西垣裕「諸外国における休眠預金の一元的管理について」(2006)
- 1 4 . 水谷衣里「どう活かす？休眠預金～“民による社会課題の解決”を支える仕組みをつくるために～」三菱UFJリサーチ&コンサルティング『政策研究レポート』(2014年10月9日)